

新宿区内の認可保育園及び認定こども園等に 児童が在籍する保護者の勤務先の事業者の皆様

新宿区長 吉住 健一

認可保育園等に在籍する児童の保護者の勤務についてのお願い

政府は、この間の新型コロナウイルス感染症の急速な感染拡大を受け、 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新宿区を含む東京都を、 まん延防止等重点措置を実施すべき区域として指定しました。

新宿区では、区内での感染拡大が急速に進んでいることを踏まえ、保育 園等での感染拡大のリスクを抑えることを目的として、区内の認可保育園 及び認定こども園等に児童が在籍する保護者の皆さんに対して、**令和4年 1月21日から令和4年2月13日まで**(延長する場合があります。)、可 能な場合にはご家庭での保育を要請しています。

事業者の皆様におかれましては、<u>『小学校休業等対応助成金』</u>制度等を活用するなど、新宿区内の認可保育園等に在籍する児童の保護者の勤務(特別休暇、在宅勤務、時短・時差出勤等)について、特段のご配慮を賜りますよう、よろしくお願い申しあげます。

【問合せ先】

新宿区子ども家庭部保育課運営係 TEL 03-5273-4525 FAX 03-3209-2795